

財関第 439 号
令和 4 年 6 月 10 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪田 渉

経済安全保障に係る税関における対応について

昨今、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクが明らかになる中、経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題となっており、本年 5 月には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）（経済安全保障推進法）が国会で成立・公布され、経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、

- 国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図る、及び
- インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する

旨が定められている。

政府全体の方針を踏まえ、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）において輸出が規制されている軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出（以下「不正輸出」という。）を防止することを念頭に、今後当面の間の経済安全保障に係る税関の取組みを下記のとおり定めたので、令和 4 年 7 月 1 日以降、これにより実施されたい。

記

1. 関係機関及び民間事業者との連携を強化し、不正輸出に関する情報の収集を促進して集約するとともに、情報分析を強化する。
2. 適正な輸出通関の徹底を図るとともに、輸出された貨物に関する事後調査の充実を図る。

以 上